

本則

| | |
|--|----|
| ○証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号） | 1 |
| ○外国証券業者に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百六十七号） | 22 |
| ○社債等登録法施行令（昭和十七年勅令第四百九号） | 26 |
| ○投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号） | 27 |
| ○株券等の保管及び振替に関する法律施行令（平成十二年政令第二百六十七号） | 31 |
| ○有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第三百三十三号） | 32 |
| ○金融先物取引法施行令（平成元年政令第五十三号） | 37 |
| ○資産の流動化に関する法律施行令（平成十二年政令第四百七十九号） | 41 |
| ○社債等の振替に関する法律施行令（平成十四年政令第三百六十二号） | 46 |
| ○金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行令（平成十四年政令第二百六十一号） | 47 |
| ○資産の流動化に関する法律施行令附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされる特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律施行令（平成十年政令第二百七十九号） | 52 |

附則

| | |
|---|----|
| ○地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号） | 55 |
| ○日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律の施行に関する政令（平成十七年政令第九十九号） | 56 |

| | |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">改 正 案</p> | <p style="text-align: center;">現 行</p> |
| <p>目次</p> <p>第一章～第七章（略）</p> <p>第八章 権限の委任（第三十七条の二―第四十四条の四）</p> <p>第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（海外発行証券の少人数向け勧誘）</p> <p>第三条の三（略）</p> <p>2 法第二十三条の十四第一項に規定する政令で定める条件は、当該有価証券を買い付けた者が、その買付けに係る有価証券を、非居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。以下同じ。）に譲渡するものを除き、一括して他の一の者に譲渡する場合以外の場合にはその譲渡を行わないことを約することとする。</p> <p>（営業報告書の公告）</p> <p>第十六条の二の四 法第四十九条第三項の規定による公告は、時事に</p> | <p>目次</p> <p>第一章～第七章（略）</p> <p>第八章 権限の委任（第三十七条の二―第四十四条の二）</p> <p>第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（海外発行証券の少人数向け勧誘）</p> <p>第三条の三（略）</p> <p>2 法第二十三条の十四第一項に規定する政令で定める条件は、当該有価証券を買い付けた者が、その買付けに係る有価証券を、非居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。第四十一条第一項、第四十一条の二第五項、第四十二条の二第一項、第四十三条の五第一項、第四十三条の十第一項及び第四十三条の十一において同じ。）に譲渡するものを除き、一括して他の一の者に譲渡する場合以外の場合にはその譲渡を行わないことを約することとする。</p> <p>（新設）</p> |

関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載しなければならない。

(特別の関係)

第十九条の三 法第百三条第五項第二号(法第百三条の二第二項、第百六条の九及び第百六条の三十において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める特別の関係は、次に掲げる関係とする。

- 一 共同で株式会社証券取引所(法第百三条第五項の規定を法第百六条の三十(法第百六条の二十八第四項に係る部分を除く。)において準用する場合にあつては、証券取引所持株会社。以下この号において同じ。)の対象議決権(法第百三条第一項に規定する対象議決権をいう。以下この号において同じ。)を取得し、若しくは保有し、又は当該株式会社証券取引所の対象議決権を行使することを合意している者(以下この条において「共同保有者」という。)の関係

二 四 (略)

2 4 (略)

(証券取引等監視委員会への取引等の公正の確保に係る検査等の権限の委任の内容)

第三十八条 (略)

2 法第百九十四条の六第二項第二号に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一 (略)

(特別の関係)

第十九条の三 法第百三条第五項第二号(法第百三条の二第二項、第百六条の九及び第百六条の三十において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める特別の関係は、次に掲げる関係とする。

- 一 共同で株式会社証券取引所の対象議決権(法第百三条第一項に規定する対象議決権をいう。以下この号において同じ。)を取得し、若しくは保有し、又は当該株式会社証券取引所の対象議決権を行使することを合意している者(以下この条において「共同保有者」という。)の関係

二 四 (略)

2 4 (略)

(証券取引等監視委員会への権限の委任の内容)

第三十八条 (略)

2 法第百九十四条の六第二項第二号に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一 (略)

二 法第六十五条の二第五項において準用する法第三十八条、第四十条から第四十二条まで、第四十三条（同条第二号にあつては、法第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券に係るこれらの号に定める行為又は同項第五号に掲げる取引に係る同号に定める行為の公正を確保するためのものに限る。）、第四十三条の二、第四十四条（第二号を除く。）、第四十五条及び第六十一条第一項（法第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券に係るこれらの号に定める行為又は同項第五号に掲げる取引に係る同号に定める行為の公正を確保するためのものに限る。）の規定

三・四（略）

3～7（略）

（委員会への取引等の公正の確保に係る検査等以外の検査等の権限の委任）

第三十八条の二 法第九十四条の六第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限（以下「長官権限」という。）のうち、法第二十六条（法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二項並びに第二十七条の三十の規定による権限は、次に掲げるものを除き、委員会に委任する。ただし、これらの規定による報告又は資料の提出を命ずる権限並びに公益又は投資者保護のため緊急の必要が

二 法第六十五条の二第五項において準用する法第三十八条、第四十条から第四十二条まで、第四十三条（同条第二号にあつては、法第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券に係るこれらの号に定める行為又は同項第五号に掲げる取引に係る同号に定める行為の公正を確保するためのものに限る。）及び第六十一条第一項（法第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券に係るこれらの号に定める行為又は同項第五号に掲げる取引に係る同号に定める行為の公正を確保するためのものに限る。）の規定

三・四（略）

3～7（略）

（新設）

あると認められる場合における検査の権限（法第七十二条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）及び第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による課徴金に係る事件についての検査に係るものを除く。）は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 法第八条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する法第五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による届出書の効力を生ずる日前に行う当該届出書の届出者に対する法第二十六条（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による権限（法第七十二条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）及び第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による課徴金に係る事件についての検査に係るものを除く。）

二 法第二十三条の五第一項において読み替えて準用する法第八条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録の効力を生ずる日前に行う法第二十三条の三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録書の提出者に対する法第二十六条（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による権限（法第七十二条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）及び第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による課徴金に係る事件についての検査に係るものを除く。）

三 法第二十七条の五本文（法第二十七条の二十二の二第二項にお

いて準用する場合を含む。)に規定する公開買付期間中に行う公開買付者又はその特別関係者その他の関係者に対する法第二十七条の二十二第一項(法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。)及び意見表明報告書の提出者又はその関係者に対する法第二十七条の二十二第二項の規定による権限

2|

長官権限(法第九十四条の六第二項の規定により委員会に委任された権限を除く。)のうち、法第五十九条第一項(法第六十四条の十第三項において準用する場合を含む。)から第三項まで、第六十五条の二十項、第六十六条の二十、第七十九条の十四、第七十九条の七十七、第九十三条の三、第九十六条の六、第九十六条の十六、第九十六条の二十、第九十六条の二十七、第九十五条、第九十五条の九、第九十五条の十五及び第九十六条の三十四の規定による権限は、委員会に委任する。ただし、これらの規定による報告又は資料の提出を命ずる権限並びに公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合における検査の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

(企業内容等の開示等に関する権限の財務局長等への委任)

第三十九条 長官権限のうち次に掲げるものは、内国会社(国内に本店又は主たる事務所を有する法人をいう。以下この条、第四十一条

(企業内容等の開示等に関する権限の財務局長等への委任)

第三十九条 法第九十四条の六第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限(以下「長官権

の二及び第四十四条の三第一項において同じ。) に関するものにあつては当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に、内国会社以外の者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

一・二 (略)

2 長官権限のうち次に掲げるものは、資本の額、基金の総額若しくは出資の総額(その成立前にあつては、成立後の資本の額、基金の総額又は出資の総額をいう。第四十一条の二第二項及び第四十四条の三第一項において同じ。)が五十億円未満の内国会社又はその発行するいずれの有価証券も証券取引所に上場されていない内国会社(内閣府令で定めるものを除く。)に関するものにあつては当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に、その他の者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

一 法第五条第一項及び第五項(法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による届出書及びその添付書類、法第二十三条の三第一項及び第二項(法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による発行登録書及びその添付書類、法第二十三条の七第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。)の

限」という。)のうち次に掲げるものは、内国会社(国内に本店又は主たる事務所を有する法人をいう。以下この条及び第四十一条の二において同じ。)に関するものにあつては当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に、内国会社以外の者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

一・二 (略)

2 長官権限のうち次に掲げるものは、資本の額、基金の総額若しくは出資の総額(その成立前にあつては、成立後の資本の額、基金の総額又は出資の総額をいう。第四十一条の二第二項において同じ。)が五十億円未満の内国会社又はその発行する有価証券で証券取引所に上場されているものがない内国会社(内閣府令で定めるものを除く。)に関するものにあつては当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に、その他の者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

一 法第五条第一項及び第五項(法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による届出書及びその添付書類、法第二十三条の三第一項及び第二項(法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による発行登録書及びその添付書類、法第二十三条の七第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。)の

規定による発行登録取下届出書、法第二十三条の三第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条第一項及び第三項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）並びに第二十四条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による有価証券報告書及びその添付書類、法第二十四条第一項ただし書（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。第十三号において同じ。）の規定に基づく第四条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）、の規定による承認申請書及びその添付書類、同条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による書類、法第二十四条の五第一項（同条第三項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による半期報告書、法第二十四条の五第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による臨時報告書、法第二十四条の六第一項及び第二項の規定による自己株券買付状況報告書、法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類（前項第一号に掲げるものを除く。）並びに法第九十三条の二第四項の規定による書類（内閣府令で定めるものに限る。）の受理

二（略）

三 法第九条第一項及び第十條第一項（これらの規定を法第二十四条の二第一項、第二十四条の五第五項及び第二十四条の六第三項において準用し、並びにこれらの規定（法第二十四条の六第三項

規定による発行登録取下届出書、法第二十三条の三第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条第一項及び第三項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）並びに第二十四条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による有価証券報告書及びその添付書類、法第二十四条第一項ただし書（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。第四号において同じ。）の規定に基づく第四条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）、の規定による承認申請書及びその添付書類、同条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による書類、法第二十四条の五第一項（同条第三項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による半期報告書、法第二十四条の五第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による臨時報告書、法第二十四条の六第一項及び第二項の規定による自己株券買付状況報告書、法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類（前項第一号に掲げるものを除く。）並びに法第九十三条の二第四項の規定による書類（内閣府令で定めるものに限る。）の受理

二（略）

（新設）

を除く。)を法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による訂正届出書の提出の命令及び当該命令に係る聴聞

四 法第九条第二項(法第十条第二項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による効力発生期間の指定

五 法第九条第三項(法第十条第二項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。)において準用する法第八条第三項の規定による効力発生期間の指定及び効力を生ずる旨の通知

六 法第十条第一項及び第二十三条の十第三項(同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による効力の停止の命令並びに法第十条第一項の規定による当該命令に係る聴聞

七 法第十条第三項(法第二十七条において準用する場合を含む。)
(及び第二十三条の十第四項(同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。))の規定による停止命令の解除

八 法第十一条第一項(法第二十四条の三において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。)
及び第二十三条の十一第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。)
(の規定による効力の停止の命令及び効力発生期間の延長並びにこれらの処分に係る聴聞

九 法第十一条第二項(法第二十四条の三において準用し、及びこ

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。)及び第二十三条の十一第二項(法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による処分の解除

十 (略)

十一 法第二十三条の九第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。)及び第二十三条の十第一項(同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による訂正発行登録書の提出の命令及び当該命令に係る聴聞

十二 法第二十三条の九第二項及び第四項(これらの規定を法第二十三条の十第二項において準用し、及び当該規定を同条第五項において準用し、並びにこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による効力発生期間の指定

十三 〓十五 (略)

十六 法第二十六条(法第二十七条において準用する場合を含む、前条第一項の規定により委員会に委任された権限を除く。)の規定による報告及び資料の提出の命令(法第七十二条の規定による課徴金に係る事件についてのものを除く。)並びに検査

十七 法第九十三条の二第一項ただし書の規定による監査証明を要しない旨の承認

十八 法第九十三条の二第四項の規定による権限(第一号に規定する内閣府令で定める書類の受理を除く。)

十九 法第九十三条の二第五項の規定による有価証券届出書又は

三 (略)

(新設)

(新設)

四 〓六 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

有価証券報告書（その訂正報告書を含む。）を受理しない期間及び受理しない旨の決定並びにこれらの処分に係る聴聞並びに同条第六項の規定による当該決定をした旨の通知及び公表

3
(略)

4 長官権限のうち次に掲げるものは、関東財務局長に委任する。

一 (略)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

3
(略)

4 長官権限のうち次に掲げるものは、関東財務局長に委任する。ただし、第十一号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 (略)

二 法第九条第一項及び第十条第一項（これらの規定を法第二十四条の二第一項、第二十四条の五第五項及び第二十四条の六第三項において準用し、並びにこれらの規定（法第二十四条の六第三項を除く。）を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書の提出の命令及び当該命令に係る聴聞

三 法第九条第二項（法第十条第二項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による効力発生期間の指定

四 法第九条第三項（法第十条第二項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する法第八条第三項の規定による効力発生期間の指定及び効力を生ずる旨の通知

五 法第十条第一項及び第二十三条の十第三項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による効力の停止

(削る)

の命令並びに法第十条第一項の規定による当該命令に係る聴聞
六 法第十条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）
及び第二十三条の第十四項（同条第五項において準用し、及び

これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の
規定による停止命令の解除

(削る)

七 法第十一条第一項（法第二十四条の三において準用し、及びこ

れらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）及び
第二十三条の十一第一項（法第二十七条において準用する場合を
含む。）の規定による効力の停止の命令及び効力発生期間の延長
並びにこれらの処分に係る聴聞

(削る)

八 法第十一条第二項（法第二十四条の三において準用し、及びこ

れらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）及び
第二十三条の十一第二項（法第二十七条において準用する場合を
含む。）の規定による処分の解除

(削る)

九 法第二十三条の九第一項（法第二十七条において準用する場合

を含む。）及び第二十三条の十第一項（同条第五項において準用
し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含
む。）の規定による訂正発行登録書の提出の命令及び当該命令に
係る聴聞

(削る)

十 法第二十三条の九第二項及び第四項（これらの規定を法第二十

三条の十第二項において準用し、及び当該規定を同条第五項にお
いて準用し、並びにこれらの規定を法第二十七条において準用す
る場合を含む。）の規定による効力発生期間の指定

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

二・三 (略)

(株券の大量保有の状況の開示に関する権限の財務局長等への委任)

第四十一条 長官権限のうち次に掲げるものは、居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第五号前段に規定する居住者をいう。以下同じ。）に関するものにあつては当該居住者の本店又は主たる事務所の所在地（当該居住者が個人の場合にあつては、その住所又は居所。以下同じ。）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、非居住者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

十一 法第二十六条（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による報告及び資料の提出の命令並びに検査

十二 法第九十三条の二第一項ただし書の規定による監査証明を要しない旨の承認

十三 法第九十三条の二第四項の規定による報告及び資料の提出の命令（第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものを除く。）

十四 法第九十三条の二第五項の規定による有価証券届出書又は有価証券報告書（その訂正報告書を含む。）を受理しない期間及び受理しない旨の決定並びにこれらの処分に係る聴聞並びに同条第六項の規定による当該決定をした旨の通知及び公表

十五・十六 (略)

(株券の大量保有の状況の開示に関する権限の財務局長等への委任)

第四十一条 長官権限のうち次に掲げるものは、居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第五号前段に規定する居住者をいう。第三項、次条第五項、第四十二条の二第一項及び第四項、第四十三条の五、第四十三条の十第一項並びに第四十三条の十一において同じ。）に関するものにあつては当該居住者の本店又は主たる事務所の所在地（当該居住者が個人の場合にあつては、その住所又は居所。次条第五項、第四十二条の二第一項、第四十三条の五第一項、第四十三条の十第一項及び第四十三条の十一において同じ。）を管轄す

一〇三 (略)

2・3 (略)

(開示用電子情報処理組織による手続の特例等の権限の財務局長等への委任)

第四十一条の二 (略)

2 長官権限のうち、第三十九条第二項第一号に規定する書類に係る承認等の権限(法第二十七条の三十の四第二項の規定による承認の権限を除く。)は、資本の額、基金の総額若しくは出資の総額が五十億円未満の内国会社又はその発行するい^いずれの有価証券も証券取引所に上場されていない内国会社(内閣府令で定めるものを除く。)
()に関するものにあつては当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に、その他の者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

3〇6 (略)

(金融機関に関する権限の財務局長等への委任)

第四十三条 (略)

2 (略)

る財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に、非居住者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

一〇三 (略)

2・3 (略)

(開示用電子情報処理組織による手続の特例等の権限の財務局長等への委任)

第四十一条の二 (略)

2 長官権限のうち、第三十九条第二項第一号に規定する書類に係る承認等の権限(法第二十七条の三十の四第二項の規定による承認の権限を除く。)は、資本の額、基金の総額若しくは出資の総額が五十億円未満の内国会社又はその発行する有価証券で証券取引所に上場されているものがない内国会社(内閣府令で定めるものを除く。)
()に関するものにあつては当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に、その他の者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

3〇6 (略)

(金融機関に関する権限の財務局長等への委任)

第四十三条 (略)

2 (略)

3 前項第十三号に掲げる権限で登録金融機関の支店その他の本店以外の営業所若しくは主たる事務所以外の事務所、当該登録金融機関と取引をする者又は当該登録金融機関を子会社とする法第六十五条の第二十項に規定する持株会社（以下この条において「支店等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地（当該取引をする者が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

4 5 7 （略）

（証券業協会に関する権限の財務局長等への委任）

第四十三条の三 長官権限のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

一 （略）

二 法第六十四条の七第六項（法第六十五条の二第五項及び第六十六条の二十三において準用する場合を含む。）の規定による命令
法第六十四条の五第一項各号のいずれかに該当する外務員の所属する証券会社の本店、登録金融機関の本店等又は証券仲介業者の主たる営業所等の所在地

三 法第六十四条の七第七項（法第六十五条の二第五項及び第六十六条の二十三において準用する場合を含む。）において準用する

3 前項第十三号に掲げる権限で登録金融機関の支店その他の本店以外の営業所若しくは主たる事務所以外の事務所、当該登録金融機関と取引をする者又は当該登録金融機関を子会社とする法第六十五条の第二十項に規定する持株会社（以下この条において「支店等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

4 5 7 （略）

（証券業協会に関する権限の財務局長等への委任）

第四十三条の三 長官権限のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

一 （略）

二 法第六十四条の七第六項（法第六十五条の二第五項及び第六十六条の二十三において準用する場合を含む。）の規定による命令
法第六十四条の五第一項第一号又は第二号に該当する外務員の所属する証券会社の本店、登録金融機関の本店等又は証券仲介業者の主たる営業所等の所在地

三 法第六十四条の七第七項（法第六十五条の二第五項及び第六十六条の二十三において準用する場合を含む。）において準用する

法第六十二条第二項の規定による聴聞 法第六十四条の五第一項
各号のいずれかに該当する外務員の所属する証券会社の本店、登
録金融機関の本店等又は証券仲介業者の主たる営業所等の所在地

四 (略)

2 5 (略)

(証券取引所に関する権限の財務局長等への委任)

第四十三条の四 (略)

2・3 (略)

4 前項の規定により従たる事務所等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は検査(以下この項において「検査等」という。)を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該証券取引所の主たる事務所若しくは本店又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対して検査等の必要を認めるときは、当該主たる事務所若しくは本店又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対し、検査等を行うことができる。

(証券金融会社に関する権限の財務局長等への委任)

第四十三条の八 長官権限のうち、法第五十六条の三十四の規定による権限は、証券金融会社の本店の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行

法第六十二条第二項の規定による聴聞 法第六十四条の五第一項
第一号又は第二号に該当する外務員の所属する証券会社の本店、
登録金融機関の本店等又は証券仲介業者の主たる営業所等の所在地

四 (略)

2 5 (略)

(証券取引所に関する権限の財務局長等への委任)

第四十三条の四 (略)

2・3 (略)

4 前項の規定により従たる事務所等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は検査(以下この項において「検査等」という。)を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該証券取引所の主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対して検査等の必要を認めるときは、当該主たる事務所若しくは本店又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対し、検査等を行うことができる。

(証券金融会社に関する権限の財務局長等への委任)

第四十三条の八 長官権限のうち法第五十六条の三十四第一項の規定による権限は、証券金融会社の本店の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限

うことを妨げない。

2・3 (略)

(委員会の権限の財務局長等への委任)

第四十四条 長官権限のうち次に掲げるものは、証券会社、登録金融機関、証券仲介業者、証券業協会、証券取引所、証券取引所持株会社、外国証券取引所又は証券金融会社（以下この条において「証券会社等」という。）の本店、主たる営業所若しくは事務所又は国内における代表者（第三項において「本店等」という。）の所在地又は住所を管轄する財務局長（当該所在地又は住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

一 法第九十四条の六第二項の規定により委員会に委任された同項各号（第七号を除く。）に掲げる権限

二 第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任された法第五十九条第一項（法第六十四条の十第三項において準用する場合を含む。）及び第三項、第六十五条の二第十項、第六十六条の二十、第七十九条の十四、第六十六条の二十七、第五百十一条、第一百五十五条の九並びに第五百五十六条の三十四の規定による権限

2 前項各号に掲げる委員会の権限で証券会社等の証券支店等、金融支店等、証券仲介営業所等、協会従属事務所等、取引所従属事務所等、取引所持株会社営業所等、外国証券取引所従属事務所又は証券

を行うことを妨げない。

2・3 (略)

第四十四条 長官権限のうち法第九十四条の六第二項の規定により委員会に委任された同項各号（第七号を除く。）に掲げる権限は、証券会社、登録金融機関、証券仲介業者、証券業協会、証券取引所又は外国証券取引所（以下この条において「証券会社等」という。）の本店、主たる営業所若しくは事務所又は国内における代表者（第三項において「本店等」という。）の所在地又は住所を管轄する財務局長（当該所在地又は住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

(新設)

(新設)

2 前項に規定する委員会の権限で証券会社等の証券支店等、金融支店等、証券仲介営業所等、協会従属事務所等、取引所従属事務所等又は外国証券取引所従属事務所（以下この条において「対象支店等

金融支店等（以下この条において「対象支店等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該対象支店等の所在地（当該証券会社等と取引をする者が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3・4 (略)

5 第一項の規定は、委員会の指定する証券会社及び登録金融機関に係る同項各号に掲げる委員会の権限については、適用しない。この場合における第二項及び前項の規定の適用については、第二項中「証券会社等の証券支店等、金融支店等、証券仲介営業所等、協会従属事務所等、取引所従属事務所等、取引所持株式会社営業所等、外国証券取引所従属事務所又は証券金融支店等」とあるのは「証券会社又は登録金融機関の証券支店等又は金融支店等」と、「前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とあるのは「委員会」と、「当該証券会社等」とあるのは「当該証券会社又は登録金融機関」と、前項中「第一項及び第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とあるのは「第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とする。

6 (略)

7 第二項及び第四項に規定する「証券支店等」とは、証券会社の本店以外の支店その他の営業所、当該証券会社と取引をする者、法第五十九条第一項に規定する子特定法人、当該証券会社を子会社（法

）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該対象支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3・4 (略)

5 第一項の規定は、委員会の指定する証券会社等に係る同項に規定する委員会の権限については、適用しない。この場合における第二項及び前項の規定の適用については、第二項中「前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とあるのは「委員会」と、前項中「第一項及び第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とあるのは「第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とする。

6 (略)

7 第二項及び第四項に規定する「証券支店等」とは、証券会社の本店以外の支店その他の営業所、当該証券会社と取引をする者、法第五十九条第一項に規定する子特定法人、当該証券会社を子会社（法

第二十八条の四第三項に規定する子会社をいう。次項において同じ。
。）とする法第五十九条第一項に規定する持株会社又は当該証券会社
社の同条第三項に規定する親銀行等若しくは子銀行等をいう。

8～11 (略)

12| 第二項に規定する「取引所持株会社営業所等」とは、証券取引所
持株会社の本店以外の営業所又は当該証券取引所持株会社の子会社
(法第百三条第四項に規定する子会社をいう。)をいう。

13| (略)

14| 第二項に規定する「証券金融支店等」とは、証券金融会社の本店
以外の支店その他の営業所をいう。

(削る)

第四十四条の二 (略)

2～5 (略)

第四十四条の三 長官権限のうち、第三十八条の二第一項の規定によ
り委員会に委任された法第二十六条(法第二十七条において準用す
る場合を含む。)の規定による権限は、資本の額、基金の総額若し
くは出資の総額が五十億円未満の内国会社又はその発行するいづれ
の有価証券も証券取引所に上場されていない内国会社(内閣府令で
定めるものを除く。)に関するものにあつては当該内国会社の本店
又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡
財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に

第二十八条の四第三項に規定する子会社をいう。)とする法第五十
九条第一項に規定する持株会社又は当該証券会社の同条第三項に規
定する親銀行等若しくは子銀行等をいう。

8～11 (略)

(新設)

12| (略)

(新設)

(課徴金事件のための調査に関する権限の財務局長等への委任)

第四十四条の二 (略)

2～5 (略)

(新設)

、その他の者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

2 長官権限のうち、第三十八条の二第一項の規定により委員会に委任された法第二十七条の二十二第一項（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定による権限は、関東財務局長に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

3 長官権限のうち、第三十八条の二第一項の規定により委員会に委任された法第二十七条の三十の規定による権限は、居住者に関するものにあつては当該居住者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、非居住者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

4 前項に規定する権限のうち、居住者に係るものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、関東財務局長も行うことができる。

第四十四条の四 長官権限のうち、第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任された法第五十九条第二項、第三百三条の三、第三百六条の六、第三百六条の十六及び第三百六条の二十の規定による権限は、居住者に関するものにあつては当該居住者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区

（新設）

域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、非居住者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

2| 前項に規定する権限のうち、法第五十九条第二項の規定による権限は、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、証券会社（委員会が指定する証券会社を除く。）の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3| 第一項に規定する権限のうち、法第百三条の三及び第百六条の六の規定による権限は、第一項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、証券取引所の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

4| 第一項に規定する権限のうち、法第百六条の十六及び第百六条の二十の規定による権限は、第一項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、証券取引所持株会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

5| 第一項に規定する委員会の権限で居住者の本店又は主たる事務所以外の事務所（以下この項において「従たる事務所」という。）に関するものについては、前各項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財

務支局長) も行うことができる。

○ 外国証券業者に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百六十七号）

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>（証券取引等監視委員会への取引等の公正の確保に係る検査等の権限の委任の内容）</p> <p>第二十条（略）</p> <p>（証券取引等監視委員会への取引等の公正の確保に係る検査等以外の検査等の権限の委任）</p> <p>第二十条の二 法第四十二条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限（同条第二項の規定により証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）に委任されたものを除く。）のうち、法第三十一条の規定並びに法第三十三条第三項において準用する法第三十一条第一項及び第三項の規定による権限は、委員会に委任する。ただし、これらの規定による報告又は資料の提出を命ずる権限並びに公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合における検査の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。</p> <p>（削る）</p> <p>（財務局長等への権限の委任）</p> <p>第二十一条 法第四十二条第一項の規定により金融庁長官に委任され</p> | <p>（証券取引等監視委員会への権限の委任の内容）</p> <p>第二十条（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（財務局長等への権限の委任）</p> <p>（新設）</p> <p>第二十一条 法第四十二条第一項の規定により金融庁長官に委任され</p> |

た権限（以下「長官権限」という。）のうち次に掲げるものは、申請者及び外国証券会社の主たる支店の所在地（第六号に掲げる権限にあつては、同号に規定する確認に係る事故の発生した支店の所在地）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

一〇十（略）

2 外国証券会社に係る長官権限のうち次に掲げるもの（金融庁長官が指定する外国証券会社に係るものを除く。）は、外国証券会社の主たる支店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第十五号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一〇十四（略）

十五 法第三十一条第一項（法第三十三条第三項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定による報告及び資料の提出の命令並びに検査（法第四十二条第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）

十六・十七（略）

三〇六（略）

7 許可外国証券業者に係る長官権限のうち次に掲げるもの（金融庁長官の指定する許可外国証券業者に係るものを除く。）は、許可外

た権限（以下この条において「長官権限」という。）のうち次に掲げるものは、申請者及び外国証券会社の主たる支店の所在地（第六号に掲げる権限にあつては、同号に規定する確認に係る事故の発生した支店の所在地）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

一〇十（略）

2 外国証券会社に係る長官権限のうち次に掲げるもの（金融庁長官が指定する外国証券会社に係るものを除く。）は、外国証券会社の主たる支店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第十五号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一〇十四（略）

十五 法第三十一条第一項（法第三十三条第三項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定による報告及び資料の提出の命令並びに検査（法第四十二条第二項の規定により証券取引等監視委員会（次条において「委員会」という。）に委任されたものを除く。）

十六・十七（略）

三〇六（略）

7 許可外国証券業者に係る長官権限のうち次に掲げるもの（金融庁長官の指定する許可外国証券業者を除く。）は、許可外国証券業者

国証券業者の国内における代表者の住所を管轄する財務局長（当該住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第十号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一〇十二（略）

八〇一〇（略）

（委員会の権限の財務局長等への委任）

第二十二條 長官権限のうち次に掲げるものは、外国証券会社の主たる支店の所在地又は許可外国証券業者の国内における代表者の住所を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

一 法第四十二條第二項の規定により委員会に委任された法第三十

一條の規定による権限

二 第二十條の二の規定により委員会に委任された法第三十一條の規定並びに法第三十三條第三項において準用する法第三十一條第一項及び第三項の規定による権限

2 前項各号に掲げる委員会の権限で外国証券会社の従たる支店等又は許可外国証券業者の事務所等に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる支店等又は

の国内における代表者の住所を管轄する財務局長（当該住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第十号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一〇十二（略）

八〇一〇（略）

第二十二條 法第四十二條第一項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち同條第二項の規定により委員会に委任された法第三十一條の規定による権限は、外国証券会社の主たる支店の所在地又は許可外国証券業者の国内における代表者の住所を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

（新設）

（新設）

2 前項に規定する委員会の権限で外国証券会社の従たる支店等又は許可外国証券業者の事務所等に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる支店等又は

| | |
|---|---|
| <p>当該事務所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。</p> <p>3・4（略）</p> <p>5 第一項の規定は、委員会の指定する外国証券会社の支店及び許可外国証券業者の国内における代表者又は事務所その他の施設に係る同項各号に掲げる委員会の権限については、適用しない。この場合における第二項及び前項の規定の適用については、第二項中「同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とあるのは「委員会」と、前項中「第一項及び第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とあるのは「第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とする。</p> <p>6（略）</p> | <p>は当該事務所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。</p> <p>3・4（略）</p> <p>5 第一項の規定は、委員会の指定する外国証券会社の支店及び許可外国証券業者の国内における代表者又は事務所その他の施設に係る同項に規定する委員会の権限については、適用しない。この場合における第二項及び前項の規定の適用については、第二項中「同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とあるのは「委員会」と、前項中「第一項及び第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とあるのは「第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とする。</p> <p>6（略）</p> |
|---|---|

○ 社債等登録法施行令（昭和十七年勅令第四百九号）

| | |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">改 正 案</p> | <p style="text-align: center;">現 行</p> |
| <p> 第十一條ノ二 法第九條第二項ノ規定ニ依リ金融庁長官ニ委任セラレ タル職權ノ内法第十條ノ規定ニ依ルモノヲ証券取引等監視委員會ニ 委任ス但シ金融庁長官ガ自ラ登録機関ヲシテ登録事務ニ関スル報告 ヲ為サシムルコトヲ妨グズ </p> | <p style="text-align: center;">（新設）</p> |

○ 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 雑則（第百条―第百六条）</p> <p>附則</p> <p>（証券取引等監視委員会への取引等の公正の確保に係る検査等の権限の委任の内容）</p> <p>第百三条 法第二百二十五条第二項第一号に規定する政令で定める規定は、法第二十七条及び第百九十七条において準用する証券取引法第四十一条、第四十二条第一項第一号、第五号、第六号及び第十号、第四十二条の二、第四十三条（同条第二号にあつては、受益証券の募集等に係る取引又は投資証券等の募集の取扱い等に係る取引の公正を確保するためのものに限る。）並びに第四十五条の規定とする。</p> <p>2 法第二百二十五条第二項第二号に規定する政令で定める業務は、法第五十二条第一号及び第三号に規定する業務とする。</p> <p>3 法第二百二十五条第二項第三号に規定する政令で定める規定は、法第百九十七条において準用する証券取引法第四十一条、第四十二条第一項第一号、第五号、第六号及び第十号、第四十二条の二、第</p> | <p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 雑則（第百条―第百三条）</p> <p>附則</p> <p>（新設）</p> |

四十三条（同条第二号にあつては、投資証券の募集等に係る取引の公正を確保するためのものに限る。）並びに第四十五条の規定とする。

（証券取引等監視委員会への取引等の公正の確保に係る検査等以外の検査等の権限の委任）

第四百四条 法第二百五条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限（同条第二項の規定により証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）に委任されたものを除く。）のうち、法第三十九条第一項及び第二項、第五十五条第一項並びに第二百十三条第一項から第五項までの規定による権限は、委員会に委任する。ただし、これらの規定による報告又は資料の提出を命ずる権限並びに公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合における検査の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

（財務局長等への権限の委任）

第二百五条 法第二百五条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限（以下「長官権限」という。）のうち、法第三編第一章及び第二章の規定による権限（法第九十七条に規定する特定投資信託委託業者等に関するもの及び法第二百五条第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）並びに第九十六条第九号の承認の権限は、投資法人の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所

（新設）

（財務局長等への権限の委任）

第九十三条 法第二百五条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち法第三編第一章及び第二章の規定による権限（第九十七条に規定する特定投資信託委託業者等に関するものを除く。）第九十六条第九号に規定する承認の権限並びに第一百一条第三項第九号から第十一号までの規定による届出及び法第八十七条に規定する登録に係る権限は、投資法人の本店の所在地を管轄する財務

在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、法第二百十三条第一項から第五項までの規定による権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。
(削る)

2| 前項の規定は、金融庁長官の指定する権限については、適用しない。

3| (略)

(委員会の権限の財務局長等への委任)

第一百六条 長官権限のうち次に掲げるものは、投資法人の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

一 法第二百五条第二項の規定により委員会に委任された同項第三号に掲げる権限

二 第一百四条の規定により委員会に委任された法第二百十三条第一項から第五項までの規定による権限

2| 前項の規定は、委員会の指定する者に係る同項各号に掲げる委員会の権限については、適用しない。

局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、法第二百十三条の規定による権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

2| 法第二百十三条の規定による権限は、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、投資法人資産運用業を営む者の主たる営業所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3| 前二項の規定は、金融庁長官の指定する権限については、適用しない。

4| (略)

(新設)

3| 委員会は、前項の指定をした場合には、その旨を公示するものとする。これを取り消したときも、同様とする。

○ 株券等の保管及び振替に関する法律施行令（平成十二年政令第二百六十七号）

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>（金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限）</p> <p>第六条 法第四十一条の二第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>（証券取引等監視委員会への検査等の権限の委任）</p> <p>第七条 法第四十一条の二第一項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち、法第八条第一項（法第十三条の四第三項において準用する場合を含む。）の規定による権限は、証券取引等監視委員会に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。</p> | <p>（金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限）</p> <p>第六条 法第四十一条の二に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>（新設）</p> |

○ 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第三百三十三号）

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>（証券取引等監視委員会への取引等の公正の確保に係る検査等の権限の委任の内容）</p> <p>第二十二條 法第五十一條の二第二項に規定する政令で定める規定は、法第二十二條及び第三十條の三の規定とする。</p> <p>（証券取引等監視委員会への取引等の公正の確保に係る検査等以外の検査等の権限の委任）</p> <p>第二十三條 法第五十一條の二第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限（同条第二項の規定により証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）に委任されたものを除く。）のうち、法第三十六條第一項及び第二項並びに第四十六條第一項（法第四十八條第四項において準用する場合を含む。）の規定による権限は、委員会に委任する。ただし、これらの規定による報告又は資料の提出を命ずる権限並びに公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合における検査の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。</p> <p>（財務局長等への権限の委任）</p> | <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（財務局長等への権限の委任）</p> |

第二十四条 法第五十一条の二第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限（以下「長官権限」という。）のうち次に掲げるものは、投資顧問業者の主たる営業所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第五号（法第十条第四項の規定による命令に係る部分を除く。）、第九号から第十一号まで及び第十三号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一〇八（略）

九 法第三十六条第一項（法第九条第四項及び附則第三条第二項において適用する場合を含む。）の規定による報告及び資料の徴収並びに立入検査及び質問（法第五十一条の二第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）

一〇五（略）

二〇六（略）

（認可投資顧問業者の主要株主に関する権限の財務局長等への委任）
第二十五条 長官権限のうち次に掲げるものは、居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第五号前段に規定する居住者をいう。以下この項及び第四項並びに第二十七条第一項及び第三項において同じ。）に関するものにあつては当該居住者の本店又は主たる事務所の所在地（当該居住者が個人

第二十二條 法第五十一条の二第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限（以下「長官権限」という。）のうち次に掲げるものは、投資顧問業者の主たる営業所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第五号（法第十条第四項の規定による命令に係る部分を除く。）、第九号から第十一号まで及び第十三号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一〇八（略）

九 法第三十六条第一項（法第九条第四項及び附則第三条第二項において適用する場合を含む。）の規定による報告及び資料の徴収並びに立入検査及び質問

一〇五（略）

二〇六（略）

（認可投資顧問業者の主要株主に関する権限の財務局長等への委任）
第二十三條 長官権限のうち次に掲げるものは、居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第五号前段に規定する居住者をいう。以下この項及び第四項において同じ。）に関するものにあつては当該居住者の本店又は主たる事務所の所在地（当該居住者が個人の場合にあつては、その住所又は居

の場合にあつては、その住所又は居所。第二十七条第一項において同じ。）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、非居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。第二十七条第一項において同じ。）に関するものにあつては関東財務局長に委任する。ただし、第三号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一〇三三（略）

二〇三四（略）

（委員会の権限の財務局長等への委任）

第二十六条 長官権限のうち次に掲げるものは、投資顧問業者の主たる営業所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

一 法第五十一条の二第二項の規定により委員会に委任された法第

三十六条第一項の規定による権限

二 第二十三条の規定により委員会に委任された法第三十六条第一項の規定による権限

2 前項各号に掲げる委員会の権限で投資顧問業者の主たる営業所以外の営業所（以下この項及び次項において「従たる営業所」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる営業所の所在地を管轄する財務局長（

所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、非居住者（同条第一項第六号に規定する非居住者をいう。）に関するものにあつては関東財務局長に委任する。ただし、第三号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一〇三三（略）

二〇三四（略）

（新設）

当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3 前項の規定により、投資顧問業者の従たる営業所に対して報告若しくは資料の徴収又は立入検査若しくは質問（以下この項において「検査等」という。）を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該投資顧問業者の主たる営業所又は当該従たる営業所以外の従たる営業所に対して検査等の必要を認めるときは、当該主たる営業所又は当該従たる営業所以外の従たる営業所に対し、検査等を行うことができる。

4 第一項の規定は、委員会の指定する者に係る同項各号に掲げる委員会の権限については、適用しない。この場合における第二項の規定の適用については、同項中「前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とあるのは、「委員会」とする。

5 委員会は、前項の指定をした場合には、その旨を公示するものとする。これを取り消したときも、同様とする。

6 外国法人等である投資顧問業者については、国内に営業所を有するものは国内における主たる営業所を主たる営業所と、国内に営業所を有しないものは主たる営業所が関東財務局の管轄区域内に所在するものとみなして、前各項の規定を適用する。

（認可投資顧問業者の主要株主に関する委員会の権限の財務局長等への委任）

第二十七条 長官権限のうち、第二十三条の規定により委員会に委任

（新設）

された法第三十六条第二項の規定による権限は、居住者に関するものにあつては当該居住者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、非居住者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

2 前項に規定する委員会の権限は、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、認可投資顧問業者の主たる営業所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3 第一項に規定する委員会の権限で居住者である認可投資顧問業者の主要株主の本店又は主たる事務所以外の事務所（以下この項において「従たる事務所」という。）に関するものについては、前二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

○ 金融先物取引法施行令（平成元年政令第五十三号）

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>（委員会への取引等の公正の確保に係る検査等の権限の委任の内容）</p> <p>第二十九条（略）</p> <p>（委員会への取引等の公正の確保に係る検査等以外の検査等の権限の委任）</p> <p>第三十条 長官権限（法第四百四十五条第二項の規定により委員会に委任された権限を除く。）のうち、法第三十四条の二十の三第一項、第三十四条の三十第一項、第三十四条の三十九第一項、第三十四条の四十二第一項、第三十四条の四十八第一項、第五十二条第一項、第五十五条の十第一項、第八十五条第一項から第三項まで、第一百三条第一項及び第三百三十一条第一項の規定による権限は、委員会に委任する。ただし、これらの規定による報告又は資料の提出を命ずる権限並びに公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合における検査の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。</p> <p>（委員会の権限の財務局長等への委任）</p> | <p>（金融庁長官の権限の委員会への委任の内容）</p> <p>第二十九条（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（委員会の権限の財務局長等への委任）</p> |

第三十一条 長官権限のうち次に掲げるものは、金融先物取引所、金融先物取引所持株会社、外国金融先物取引所、金融先物取引業者又は金融先物取引業協会（以下この条において「金融先物取引所等」という。）の本店、主たる営業所若しくは事務所又は国内における代表者（第三項において「主たる事務所等」という。）の所在地又は住所を管轄する財務局長（当該所在地又は住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

一 法第四百四十五条第二項の規定により委員会に委任された同項各号に掲げる権限

二 第三十条の規定により委員会に委任された法第三十四条の四十八第一項、第五十二条第一項、第五十五条の十第一項、第八十五条第一項及び第三項並びに第三百三十一条第一項の規定による権限

2 前項各号に掲げる委員会の権限で金融先物取引所従属事務所等、外国金融先物取引所従属事務所、金融先物取引業者従属事務所等又は協会従属事務所（以下この条において「従たる事務所等」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3 (略)

4 第一項の規定は、委員会の指定する者に係る同項各号に掲げる委

第三十条 法第四百四十五条第二項の規定により委員会に委任された同項各号に掲げる権限は、金融先物取引所、外国金融先物取引所、金融先物取引業者又は金融先物取引業協会（以下この条において「金融先物取引所等」という。）の本店、主たる営業所若しくは事務所又は国内における代表者（第三項において「主たる事務所等」という。）の所在地又は住所を管轄する財務局長（当該所在地又は住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

(新設)

(新設)

2 前項に規定する委員会の権限で金融先物取引所従属事務所等、外国金融先物取引所従属事務所、金融先物取引業者従属事務所等又は協会従属事務所（以下この条において「従たる事務所等」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3 (略)

4 第一項の規定は、委員会の指定する者に係る同項に規定する委員

員会の権限については、適用しない。この場合における第二項の規定の適用については、同項中「同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とあるのは、「委員会」とする。

5～10 (略)

(金融先物取引所等の株主に関する委員会の権限の財務局長等への委任)

第三十二条 長官権限のうち、第三十条の規定により委員会に委任された法第三十四条の二十の三第一項、第三十四条の三十第一項、第三十四条の三十九第一項、第三十四条の四十二第一項及び第八十五条第二項の規定による権限は、居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第五号前段に規定する居住者をいう。）に関するものにあつては当該居住者の本店又は主たる事務所（当該居住者が個人の場合にあつては、その住所又は居所）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、非居住者（同法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。）に関するものにあつては関東財務局長に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

2 前項に規定する権限のうち、法第八十五条第二項の規定による権限は、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、金融先物取引業者（委員会が指定する金融先物取引業者を除く。）の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる

会員の権限については、適用しない。この場合における第二項の規定の適用については、同項中「同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とあるのは、「委員会」とする。

5～10 (略)

(新設)

3 第一項に規定する権限のうち、法第三十四条の二十の三第一項及び第三十四条の三十第一項の規定による権限は、第一項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、金融先物取引所の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

4 第一項に規定する権限のうち、法第三十四条の三十九第一項及び第三十四条の四十二第一項の規定による権限は、第一項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、金融先物取引所持株会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

5 第一項に規定する委員会の権限で居住者の本店又は主たる事務所以外の事務所（以下この項において「従たる事務所」という。）に関するものについては、前各項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

第三十三条（略）

第三十一条（略）

○ 資産の流動化に関する法律施行令（平成十二年政令第四百七十九号）

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 雑則（第五十六条―第五十九条）</p> <p>附則</p> <p>第四章 雑則</p> <p>（証券取引等監視委員会への取引等の公正の確保に係る検査等の権限の委任の内容）</p> <p>第五十六条 法第二百二十九条第二項第一号に規定する政令で定める規定は、法第五十条の四において準用する証券取引法第四十一条、第四十二条第一項第一号、第五号、第六号及び第十号、第四十二条の二、第四十三条（同条第二号にあつては、資産対応証券の募集等の取扱いに係る取引の公正を確保するためのものに限る。）並びに第四十五条の規定とする。</p> <p>2 法第二百二十九条第二項第二号に規定する政令で定める規定は、法第二百二十五条第一項において準用する法第五十条の四において準用する証券取引法第四十一条、第四十二条第一項第一号、第五号、第六号及び第十号、第四十二条の二、第四十三条（同条第二号</p> | <p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 雑則（第五十六条）</p> <p>附則</p> <p>第四章 雑則</p> <p>（新設）</p> |

にあつては、受益証券の募集等に係る取引の公正を確保するためのものに限る。）並びに第四十五条の規定とする。

（証券取引等監視委員会への取引等の公正の確保に係る検査等以外の検査等の権限の委任）

第五十七条 法第二百二十九条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限（同条第二項の規定により証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）に委任されたものを除く。）のうち、法第五十六条第一項（法第五十条の四（法第二百二十五条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による権限は、委員会に委任する。ただし、これらの規定による報告又は資料の提出を命ずる権限並びに公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合における検査の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

（財務局長等への権限の委任）

第五十八条 法第二百二十九条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限（法第五十三条及び第七十一条の規定による権限並びに法第六十四条第一項、第六十六条第一項及び第六十七条の規定による権限を除く。第四項において「長官権限」という。）は、特定目的会社、受託信託会社等、特定譲渡人（法第五十条の三第一項に規定する特定譲渡人をいう。以下同じ。）又は原委託者

（新設）

（財務局長等への権限の委任）

第五十六条 法第二百二十九条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限（法第五十三条及び第七十一条の規定による権限並びに法第六十四条第一項、第六十六条第一項及び第六十七条の規定による権限を除く。第四項において「長官権限」という。）は、特定目的会社、受託信託会社等、特定譲渡人（法第五十条の三第一項に規定する特定譲渡人をいう。次項及び第三項において同

(法第六十三條に規定する原委託者をいう。以下同じ。)の本店、主たる事務所又は住所(以下「本店等」という。)の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任するものとする。ただし、法第五十六條第一項(法第五十條の四(法第二二十五條第一項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む、法第二二十九條第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。次項において同じ。)の規定による権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

2 法第五十六條第一項の規定による報告若しくは資料の徴収又は立入検査若しくは質問(以下「検査等」という。)で特定目的会社、特定譲渡人又は原委託者の本店等以外の営業所、事務所その他の施設(代理店を含む。以下「支店等」という。)に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)も行うことができる。

3 5 (略)

(委員会の権限の財務局長等への委任)

第五十九條 法第二二十九條第一項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち次に掲げるものは、特定目的会社、特定譲渡人又は原委託者の本店等の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福

じ。)又は原委託者(法第六十三條に規定する原委託者をいう。次項及び第三項において同じ。)の本店、主たる事務所又は住所(次項及び第三項において「本店等」という。)の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任するものとする。ただし、法第五十六條第一項(法第五十條の四(法第二二十五條第一項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

2 法第五十六條第一項の規定による報告若しくは資料の徴収又は立入検査若しくは質問(次項において「検査等」という。)で特定目的会社、特定譲渡人又は原委託者の本店等以外の営業所、事務所その他の施設(代理店を含む。以下この項及び次項において「支店等」という。)に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)も行うことができる。

3 5 (略)

(新設)

- 岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。
- 1 法第二百二十九条第二項の規定により委員会に委任された同項各号に掲げる権限
 - 2 第五十七条の規定により委員会に委任された法第百五十六条第一項（法第百五十条の四（法第二百二十五条第一項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）の規定による権限
 - 3 前項各号に掲げる委員会の権限で特定目的会社、特定譲渡人又は原委託者の支店等に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。
 - 4 前項の規定により、特定目的会社、特定譲渡人又は原委託者の支店等に対して検査等を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該特定目的会社、特定譲渡人又は原委託者の本店等又は当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めるときは、当該本店等又は当該支店等以外の支店等に対し、検査等を行うことができる。
- 4 第一項の規定は、委員会の指定する者に係る同項各号に掲げる委員会の権限については、適用しない。この場合における第二項の規定の適用については、同項中「前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とあるのは、「委員会」とする。

5| 委員会は、前項の指定をした場合には、その旨を公示するものとする。これを取り消したときも、同様とする。

○ 社債等の振替に関する法律施行令（平成十四年政令第三百六十二号）

| | |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">改 正 案</p> | <p>目次</p> <p>第一章～第六章（略）</p> <p>第七章 雑則（第二十八条―第三十条）</p> <p>附則</p> <p>（金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限）</p> <p>第二十九条 法第百三十六条第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>（証券取引等監視委員会への検査等の権限の委任）</p> <p>第三十条 法第百三十六条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち、法第二十条第一項（法第四十三条第三項において準用する場合及び第四十八条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による権限は、証券取引等監視委員会に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。</p> |
| <p style="text-align: center;">現 行</p> | <p>目次</p> <p>第一章～第六章（略）</p> <p>第七章 雑則（第二十八条・第二十九条）</p> <p>附則</p> <p>（金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限）</p> <p>第二十九条 法第百三十六条に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>（新設）</p> |

○ 金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行令（平成十四年政令第二百六十一号）

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>(証券取引等監視委員会への検査等の権限の委任)</p> <p>第六条 法第十三条第三項の規定により金融庁長官に委任された権限（同条第四項の規定により証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）に委任されたものを除く。）のうち、法第二条第二十号及び第三十四号から第三十七号までに掲げる金融機関等に対する法第七条及び第八条第一項の規定に係るものは、委員会に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。</p> <p>第七条～第九条 (略)</p> <p>(農林中央金庫に係る取引に関する行政庁の権限行使)</p> <p>第十条 金融庁長官及び農林水産大臣は、農林中央金庫に対する法第七条及び第八条第一項に定める権限（金融庁長官の場合にあつては、長官検査等権限）を行使する場合には、それぞれ単独にその権限を行使することを妨げない。この場合においては、第八条第二項及び第三項の規定を準用する。</p> <p>(保険会社等に係る取引に関する行政庁の権限委任等)</p> | <p>(新設)</p> <p>第六条～第八条 (略)</p> <p>(農林中央金庫に係る取引に関する行政庁の権限行使)</p> <p>第九条 金融庁長官及び農林水産大臣は、農林中央金庫に対する法第七条及び第八条第一項に定める権限（金融庁長官の場合にあつては、長官検査等権限）を行使する場合には、それぞれ単独にその権限を行使することを妨げない。この場合においては、第七条第二項及び第三項の規定を準用する。</p> <p>(保険会社等に係る取引に関する行政庁の権限委任等)</p> |

第十一条 長官権限のうち保険会社及び法第二条第十七号に掲げる金融機関等（以下この条において「保険会社等」という。）に対する長官検査等権限は、その本店又は主たる事務所若しくは保険業法第百八十七条第一項第四号に規定する日本における主たる店舗（以下この条において「本店等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

2 第七条第二項及び第三項の規定は、長官検査等権限で保険会社等の本店等以外の営業所、事務所その他の施設に対するものについて準用する。

（証券会社等に係る取引に関する行政庁の権限委任等）

第十二条 長官権限のうち法第七条及び第九条に定めるもので、証券会社、法第二条第十九号及び第二十号に掲げる金融機関等、登録金融機関（証券取引法第六十五条の二第一項に規定する登録を受けた者をいう。）及び金融先物取引業者（以下この条において「証券会社等」という。）に対するものは、その本店（外国証券業者に関する法律第三条第一項に規定する主たる支店を含む。）又は主たる事務所若しくは営業所（以下この条において「本店等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

第十条 長官権限のうち保険会社並びに法第二条第十七号及び第二十号に掲げる金融機関等（以下この条において「保険会社等」という。）に対する長官検査等権限は、その本店又は主たる事務所若しくは保険業法第百八十七条第一項第四号に規定する日本における主たる店舗（以下この条において「本店等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

2 第六条第二項及び第三項の規定は、長官検査等権限で保険会社等の本店等以外の営業所、事務所その他の施設に対するものについて準用する。

（証券会社等に係る取引に関する行政庁の権限委任等）

第十一条 （新設）

2| 第七条第二項及び第三項の規定は、長官権限のうち法第七条に定めるもので証券会社等の本店等以外の支店その他の営業所（以下この条において「支店等」という。）に対するものについて準用する⁰¹。

3| 長官権限のうち法第十三条第四項の規定により委員会に委任された権限（法第二十一条に掲げる金融機関等による行為に係るものを除く。）及び第六条の規定により委員会に委任された権限（法第二十条に掲げる金融機関等による行為に係るものに限る。）は、証券会社等の本店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行使することを妨げない。

4| 前項に規定する委員会の権限で証券会社等の支店等に対するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行使することができる。

5| (略)

6| 第三項の規定は、委員会の指定する証券会社等に係る同項に規定

(新設)

長官権限のうち法第十三条第四項の規定により証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）に委任された権限は、証券会社、法第十九条に掲げる金融機関等、登録金融機関（証券取引法第六十五条の二第一項に規定する登録を受けた者をいう。）及び金融先物取引業者（以下この条において「証券会社等」という。）の本店又は主たる営業所、事務所若しくは主たる支店（外国証券業者に関する法律第三条第一項に規定する主たる支店をいう。）（以下この条において「本店等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行使することを妨げない。

2| 前項に規定する委員会の権限で証券会社等の本店等以外の支店その他の営業所（以下この条において「支店等」という。）に対するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行使することができる。

3| (略)

4| 第一項の規定は、委員会の指定する証券会社等に係る同項に規定

する委員会の権限については、適用しない。この場合における第四項の規定の適用については、同項中「前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とあるのは、「委員会」とする。

7| (略)

(商品投資販売業者に係る取引に関する行政庁の権限委任等)

第十三条 (略)

2 (略)

3 第七条第二項及び第三項の規定は、長官検査等権限で商品投資販売業者の主たる営業所以外の営業所（以下この条において「従たる営業所」という。）に対するものについて準用する。

4 5 7 (略)

(不動産特定共同業者に係る取引に関する行政庁の権限委任等)

第十四条 (略)

2 第七条第二項及び第三項の規定は、長官検査等権限で不動産特定共同事業者の主たる事務所以外の事務所に対するものについて準用する。

3・4 (略)

(貸金業者に係る取引に関する行政庁の権限委任等)

第十五条 (略)

2 第七条第二項及び第三項の規定は、長官検査等権限で貸金業者の

する委員会の権限については、適用しない。この場合における第二項の規定の適用については、同項中「前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とあるのは、「委員会」とする。

5| (略)

(商品投資販売業者に係る取引に関する行政庁の権限委任等)

第十二条 (略)

2 (略)

3 第六条第二項及び第三項の規定は、長官検査等権限で商品投資販売業者の主たる営業所以外の営業所（以下この条において「従たる営業所」という。）に対するものについて準用する。

4 5 7 (略)

(不動産特定共同業者に係る取引に関する行政庁の権限委任等)

第十三条 (略)

2 第六条第二項及び第三項の規定は、長官検査等権限で不動産特定共同事業者の主たる事務所以外の事務所に対するものについて準用する。

3・4 (略)

(貸金業者に係る取引に関する行政庁の権限委任等)

第十四条 (略)

2 第六条第二項及び第三項の規定は、長官検査等権限で貸金業者の

| | |
|--|--|
| <p>主たる営業所等以外の営業所又は事務所に対するものについて準用する。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第十六条・第十七条 (略)</p> <p>(法定受託事務等)</p> <p>第十八条 第八条第五項及び第六項、第九条第四項及び第五項、第十四条第三項及び第四項並びに第十五条第三項及び第四項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。</p> <p>2 (略)</p> | <p>主たる営業所等以外の営業所又は事務所に対するものについて準用する。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第十五条・第十六条 (略)</p> <p>(法定受託事務等)</p> <p>第十七条 第七条第五項及び第六項、第八条第四項及び第五項、第十三条第三項及び第四項並びに第十四条第三項及び第四項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。</p> <p>2 (略)</p> |
|--|--|

○ 資産の流動化に関する法律施行令附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされる特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律施行令（平成十年政令第二百七十九号）

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>（証券取引等監視委員会への検査等の権限の委任）</p> <p>第十二条 法第百六十二条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限（以下「長官権限」という。）のうち、法第百五十六条第一項の規定による権限は、証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。</p> <p>（財務局長等への権限の委任）</p> <p>第十三条 長官権限（法第百五十三条の規定による権限を除く。第四項において同じ。）は、特定目的会社の主たる営業所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任するものとする。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。</p> <p>2 法第百五十六条第一項の規定による報告若しくは資料の徴収又は立入検査若しくは質問（以下「検査等」という。）で特定目的会社</p> | <p>（権限の委任）</p> <p>第十二条 金融再生委員会は、総理府令で定めるところにより、法による権限（法第百六十二条第一項の規定により金融庁長官に委任されたものを除く。）の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。</p> <p>2 金融庁長官は、総理府令で定めるところにより、法第百六十二条第一項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。</p> <p>（新設）</p> |

の主たる営業所以外の営業所又は事務所（以下「従たる営業所等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる営業所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3| 前項の規定により、特定目的会社の従たる営業所等に対して検査等を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該特定目的会社の当該従たる営業所等以外の営業所又は事務所に対して検査等の必要を認めるときは、当該営業所又は事務所に対し、検査等を行うことができる。

4| 前三項の規定は、長官権限のうち金融庁長官の指定するものについては、適用しない。

5| 金融庁長官は、前項の指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを取り消したときも、同様とする。

（委員会の権限の財務局長等への委任）

第十四条 長官権限のうち、第十二条の規定により委員会に委任された法第五十六条第一項の規定による権限は、特定目的会社の主たる営業所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

2| 前項に規定する委員会の権限で特定目的会社の従たる営業所等に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局

（新設）

長のほか、当該従たる営業所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3 前項の規定により、特定目的会社の従たる営業所等に対して検査等を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該特定目的会社の当該従たる営業所等以外の営業所又は事務所に対して検査等の必要を認めるときは、当該営業所又は事務所に対し、検査等を行うことができる。

4 第一項の規定は、委員会の指定する者に係る同項に規定する委員会の権限については、適用しない。この場合における第二項の規定の適用については、同項中「前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とあるのは、「委員会」とする。

5 委員会は、前項の指定をした場合には、その旨を公示するものとする。これを取り消したときも、同様とする。

○ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）

改正案

現行

別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係）
備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係）
備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

| | | | |
|----|----|--|--|
| 政令 | 事務 | 金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行令（平成十四年政令第二百六十一号） | 第八条第五項及び第六項、第九条第四項及び第五項、第十四条第三項及び第四項並びに第十五条第三項及び第四項の規定により都道府県が処理することとされている事務 |
| 政令 | 事務 | 金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行令（平成十四年政令第二百六十一号） | 第七条第五項及び第六項、第八条第四項及び第五項、第十三条第三項及び第四項並びに第十四条第三項及び第四項の規定により都道府県が処理することとされている事務 |

○ 日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律の施行に関する政令（平成十七年政令第百九十九号）

改正案

現行

（金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行令の適用）

（金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行令の適用）

第三条 第一条に規定する場合における次の表の上欄に掲げる金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行令（平成十四年政令第二百六十一号）の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条 第一条に規定する場合における次の表の上欄に掲げる金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行令（平成十四年政令第二百六十一号）の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

| | | | |
|---------|-----|-----|-----|
| 第十二条第一項 | (略) | (略) | (略) |
|---------|-----|-----|-----|

| | | | |
|---------|-----|-----|-----|
| 第十一条第一項 | (略) | (略) | (略) |
|---------|-----|-----|-----|